

二〇一六年度 卒業論文

親鸞の逆謗摂取観についての一考察

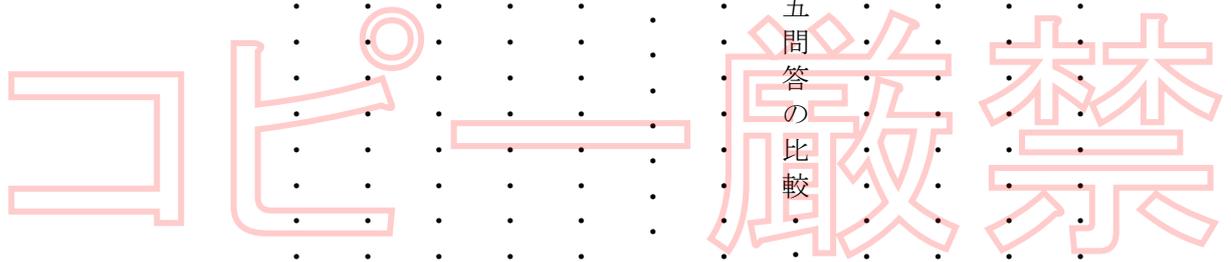
コピー厳禁

L
1
3
0
0
2
3

宇野
淳成

目次

序論	1
本論	2
第一章 曇鸞の八番問答について	2
第一節 第一問答から第四問答	2
第二節 第一問答から第四問答までと第五問答の比較	5
第二章 善導の逆謗摂取観について	11
第一節 『観経疏』について	11
第二節 曇鸞との比較	15
第三章 親鸞の逆謗摂取観について	18
第一節 曇鸞・善導からの影響	18
第二節 親鸞の解釈	21
結論	23
註	
参考文献	



序論

『無量寿経』に説かれる、第十八願に、「設我^セ得^{ケル}佛^ニ、十方衆生、至^シ心信樂^{シテ}、欲^{シテ}生^{ゼムト}ニ我國^ニ、乃^チ至^{ルマデセム}ニ十念^ニ。若不^{シハ}生^ゼ者、不^レ取^ラニ正覺^ヲ。唯除^クニ五逆^ト誹謗^ト正法^ト。」¹とあるように、法蔵菩薩は一切の衆生を救うと誓ったが、五逆罪と謗法罪を犯した者は救いの対象から除かれると付け足した。親鸞は、この唯除の文に対して、曇鸞の説いた『往生論註』の八番問答（以下、八番問答）、善導の説いた『觀經疏』の「散善義」（以下「散善義」と『法事讃』の文を『教行信証』の「信文類」²で引用している。本稿では、曇鸞の八番問答、善導の「散善義」と『法事讃』のこれら三つの引文から親鸞の唯除の文に対する解釈を考察していく。曇鸞は、八番問答で、五逆罪と謗法罪について記しているが、第一問答から第四問答までと第五問答とで論理的に矛盾しているように見える。加えて、八番問答の第一問答から第五問答までと、『往生論註』下巻の口業功德成就文も矛盾しているように見える。この疑問点は相馬一意氏などによって既に研究されているが、本当に矛盾といえるのか再考していきたい。第一問答から第四問答までと第五問答は論理的に矛盾しているのか、第一問答から第五問答までと口業功德成就文との関係はどのようなになっているのかを検討していく。

そして、善導の「散善義」と『法事讃』の逆謗撰取についての説示箇所から、唯除の文に対する善導の解釈を明らかにし、曇鸞の解釈と善導の解釈を比較して見ていく。最後に、親鸞は、曇鸞、善導の唯除の文に対する解釈をどのように見ていたのかを考察し、親鸞が五逆罪や謗法罪について説いている箇所から、親鸞は、五逆罪、謗法罪に対してどのように理解していたのか論じていく。

本論

第一章 曇鸞の八番問答について

第一節 第一問答から第四問答の考察

本節は、曇鸞の説いた『往生論註』の中の八番問答の第一問答から第四問答までを考察していく。

まず、第一問答では、どのような衆生が往生できるのかという問いに、曇鸞は、すべての衆生は阿弥陀仏の名号を聞いて信心歓喜する一念の時往生する身となるが、五逆罪を犯したり、正法を誹謗したりした者は除かれると述べ、五逆罪を犯した者は、臨終の時に善知識に遇い、十二劫蓮華の中で罪を償うと説いている。そして、最後に、

「下品凡夫ノ但令タダ不レ誹セ正法ヲ、信ズ佛因縁ヲ皆得ト往生ス。」³と述べており、誹法罪は救われないことを示しているのである。つまり、往生を得ることができるのは正法を誹謗せず、仏を信じる者なのである。相馬一意氏は、善知識のすすめによって、「南無阿弥陀仏」と称したがために、極楽世界に生まれることができたというのであるから、五逆罪などが往生の障りになるわけではない。ただ阿弥陀仏を信ぜず、教えを謗ったものだけがうまれられないのである。⁴

と述べており、相馬一意氏は、五逆罪は往生の障りにはならないが、誹法罪の者は往生できないと理解しているの

禁 蔽

である。曇鸞は、第一問答では、五逆罪の者は臨終に善知識に遇い、蓮華の中で罪を償うというように、救いについて述べていると思われるが、謗法罪の者については救われないと考えていたのである。

そして、第二問答では、『無量寿経』には、往生を得るものは五逆罪と謗法罪以外の者と説いているが、『観無量寿経』では、五逆罪の者は十念の念仏をすれば往生を得ることができる」と示されている。この『無量寿経』と『観無量寿経』の矛盾点をどのように考えるべきかという問いに、「答曰、一經以具二種重罪。一者五逆、二者誹謗正法。以二此二種罪一故、所以不レ得二往生一。一經但言作二十惡・五逆等罪一、不レ言三誹二謗正法一。以レ不レ謗二正法一故、是故得レ生。」⁵と、答えている。つまり、曇鸞は、『無量寿経』には、五逆罪も謗法罪もどちらも犯した者のことを述べており、五逆罪と謗法罪の両方を犯した者は往生できないとし、『観無量寿経』では、五逆罪だけを犯した者は救われると説いていると解釈したのである。森村森鳳氏は、「この解釈によれば、両経は「謗法」が往生できないという意味合では一致している」と理解しており、謗法罪の者は往生を得ることができずと述べている。『観無量寿経』では、五逆罪だけを犯した者の往生についてしか説かれていないため、謗法罪については往生できないと考えることができる。

そして、次の第三問答では、五逆罪は犯しておらず、謗法罪だけ犯した者は往生できるのかという問いに対し、答曰、但令誹二謗正法一、雖三更无二餘罪一、必不レ得レ生。何以言、之、『經』言「五逆罪人、隨二阿鼻大地獄中一具受二一劫重罪一。誹二謗正法一人隨二阿鼻大地獄中一、此劫若盡復轉至二他方阿鼻大地獄中一。如レ是展轉逕二百千阿鼻大地獄一。」佛不レ記二得レ出時節一。以二誹謗正法罪極重一故。又正法者即是

佛法。此愚癡人既生ニ誹謗^ヲ。安^{クシテ}有^{ラムヤ}下^{ズル}願^レ生^{ゼムト}佛土^ニ之理^上。假^{タトヒ}使^{リテ}但^{シテ}貪^ム彼土安樂^ヲ而願^{スル}生^{ゼムト}者^ハ、亦如^シ求^{ムルガ}

このように答えている。つまり、謗法罪を犯して他の罪が一つもないとしても往生はできないと曇鸞は述べているのである。その理由として、『大品般若経』に五逆罪の人は一劫の間無間地獄の中に堕ちるが、謗法罪の者は永遠に無間地獄に堕ちると説かれていることと、謗法罪は仏法を謗ることであるから、そのような人は浄土に生まれたいと願うはずはないことが挙げられている。そして、最後に「假^{タトヒ}使^{リテ}但^{シテ}貪^ム彼土安樂^ヲ而願^{スル}生^{ゼムト}者^ハ」とあり、浄土のことを聞き、欲望を満たすために往生しようとしても往生できないと説いており、相馬一意氏は、

「水に非ざる水」「煙無き火」というものであるが、これはあり得ないものをさす。何があり得ないものであるかといえ、正法を誹謗するものが浄土に生まれることである。これはいくら求めても決して得られはしない。と述べている。つまり、謗法罪の者が浄土に往生することはあり得ないとしている。謗法罪の者は、仏法を謗っているもので、その教えを信じるはずはなく、まして、浄土に生まれたいと願うことは無いということができるのである。第三問答を見る限り、謗法罪の者は浄土に生まれたいと願生するはずがないので相馬氏のいうように謗法罪の者は往生できないということができないのではないだろうか。

そして、第四問答では、正法を誹謗するとはどのようなことをいうのかという問いに対し、曇鸞は、「答^{ヘテ}曰^ク、若^シ言^{ハム}下^ク無^ク佛^ノ無^ク佛^ノ法^一、無^ク菩^サ薩^一無^ク中^ニ菩^サ薩^ノ法^上。如^キ是^ク等^ノ見^ル、若^シ心^ハ自^ラ解^シ、若^シ從^テ他^ニ受^ケ、其^ノ心^ハ決^{スル}定^{スル}皆^ク名^ニ誹^ニ謗^ニ正^ノ法^一。」⁹と、答えており、仏、仏法、菩薩、菩薩の法がないと考えている状態、また、自分で勝手に仏、仏法、菩薩、菩薩

の法がないと考えたり、他人に教えられてそのように考えているすべてのものを正法を誹謗すると曇鸞は解釈したのである。石田慶和氏は、「今のことばで言えばニヒリズム、気分的なものではなくて、思想的に一切の価値、とくに宗教的な価値を否定する立場です。現代の大きな問題であるニヒリズムが言われていると言つてよいわけです。」¹⁰と述べている。つまり、曇鸞の中で謗法は、法を謗ることだけでなく、仏、菩薩が存在せず、仏法がないと考えている状態や、仏法を否定することも含まれるのである。

このように、曇鸞は仏法を直接謗っていない衆生の中にも謗法罪の者がいると考えていたということができる。謗法罪に関して、仏法を謗ることだけでなく、仏、菩薩が存在せず、仏法がないと考えている状態や、仏法を否定することも謗法罪になるとしたのは曇鸞の独自の解釈と言える。

第二節 第一問答から第四問答までと第五問答の比較

次に問題となる第五問答を見ていくと、他の人に何の苦しみを与えるから謗法罪は五逆罪より罪が重いのかという問いに対し、

答曰、若无^{ヘテ}諸佛・菩薩^{シクハ}説^ノ世間・出世間善道^ニ一教^ニ化衆生^者上^ニ、豈知^レ有^{ルコトヲ}二仁・義・禮・智・信^一耶。如^キ是世間一切善法皆斷、出世間一切賢聖皆滅^{シナム}。汝但知^{リテ}二五逆罪^ヲ為^{ルコトヲ}一重而不^レ知^ラ下五逆罪^ノ從^レ无^キ二正法^一生^{ズルコトヲ}上^ニ。是故謗^ニ正法^一人、其罪最重^シ。¹¹

このように答え、曇鸞は諸仏、菩薩が仏法を説いて衆生を教化しなければ、仁義礼智信¹²という世間の道があるこ

とを知ることができないと述べており、また、五逆罪は正法が無いことよって生じるので、謗法罪は五逆罪より罪が重いと答えている。ここで、第一問答から第四問答と第五問答を比較してみると、第一問答から第四問答では、『無量寿経』と『観無量寿経』の比較などから五逆罪の者は往生できるが謗法罪の者は往生できないと述べており、第五問答では五逆罪は正法が無いことよって生じると述べている。五逆罪が、正法がない状態、つまり、謗法罪から生じると解釈できるため、五逆罪も往生できないということになり、第五問答と前の四つの問答との矛盾が生じているように考えられる。五逆罪の者が皆謗法罪を犯していると考えたと、五逆罪だけを犯すというのは論理的に不可能ということができない。

曇鸞はどのような意図でこれを述べたのだろうか。曇鸞は、第五問答で、五逆罪は仏法がないから生じると説いている。しかし、筆者は五逆罪の者が皆謗法罪を犯しているとは言えないのではないかと考える。桐溪順忍氏は五逆一罪なら救われるというが、五逆は謗法を本にして行われるものなら、謗法のない五逆の存在は考えられないのではないか。そこに、五逆は謗法をもとはしているが、謗法のない五逆が考えられねばならないのではないだろうか。¹³

と述べている。桐溪順忍氏が言うように、謗法罪を犯していない者でも、五逆罪を犯してしまう可能性はあるのではないかと筆者も考える。第五問答で五逆罪は正法がないから生じる、つまり、謗法罪から生じるとしたのは謗法罪が五逆罪より罪が重たいことを示すためであり、五逆罪が謗法罪より生じるのであれば、五逆罪も謗法罪として示すべきであるが、五逆罪と謗法罪を分けて説いているということ、第五問答で直接五逆罪も往生できないとは説い

ていないことから、五逆罪と謗法罪は一緒に考えるのではなく、別々に考えるべきである。謗法罪の重さを示すために説いたと考えると第一問答から第四問答と第五問答は矛盾していないといえることができる。

また、第四問答で曇鸞は謗法罪を、仏法を誇ることを、仏、菩薩や、その法が無いと考えること、仏法を否定することと解釈したが、森村森鳳氏によると「無法とは無明、愚痴の別名である。それは、三毒にとられる人間存在の本質である」¹⁴と言ひ換えられ、これに従うと、曇鸞は罪の意識がない私たち凡夫こそ謗法罪の者であると考えていたのではないかと考えることもできるが、それについては述べていないので、明らかではない。このように、八番問答の第一問答から第五問答の文からは、曇鸞は謗法罪については救われないと考えていたと思われる。

しかし、曇鸞は謗法罪に対して『往生論註』下巻の口業功德成就文に、

衆生以^{ハテ}ニ憍慢^マ一故^ニ、誹^シニ謗^シ正法^ヲ一、毀^ニ些賢聖^ヲ一、捐^ニ痺尊長^ヲ一。如^キレ是^クノ之人[、]應^シレ受^クニ拔舌^ノ苦[・]瘡痍^ノ苦[・]言教不行^ノ苦[・]无名聞^ノ苦^一。如^キレ是^クノ種種^ノ諸苦^ノ衆生[、]聞^クニ阿彌陀如來^ノ至德^ノ名號^ノ説法^ノ音聲^一、如^キレ上^ノ種種^ノ口業^ノ繫縛[、]皆得^テニ解脱^一、入^リニ如來家^ニ一畢竟得^ニ平等^ノ口業^一。¹⁵

と述べており、仏法を謗つたとしても、阿彌陀仏の名号を聞けば皆解脱できると説かれている。つまり、謗法罪の者でも往生できると説いているのである。謗法罪の者でも往生できるというのは、第一問答から第五問答で謗法罪の者は往生できないと説いていることと矛盾している。また、第三問答に謗法罪の者は浄土に生まれたいと願うはずがないと説いており、内藤知康氏も、「仏法否定の者に願生心があるはずがなく、願生心の無い者が往生できるはずがない」と説いており、当然の結論であろう。¹⁶と、仏法を否定する者に願生心は無いので往生できないと述べて

いる。このことから、謗法罪の者は願生心が無く、阿弥陀仏の名号を聞いたとしても往生はできないと考えるのが妥当である。

しかし、『往生論註』下巻の觀察体相章に、『觀無量壽經』に説かれているように、下下品の凡夫は十念の念仏によつて往生を得ることができるとあるが、このような者は無生の生¹⁷を知らないから実消滅の執着や往生しても生死の迷いをさまようといった二つの疑いにとらわれて往生できないのではないかという問いに対し、「答。譬如^下淨摩尼殊置^ヲ之濁水^ニ水即清^チ淨^{ナルガ}上^上。若人雖^モ有^{リト}無量生死罪濁^一、聞^{キテ}彼阿彌陀如來至極无生清淨寶珠名號^一投^{グレバ}之濁心^一、念念之中罪滅^{シテ}心淨^{マリ}、即得^チ往生^一」¹⁸と答え、摩尼宝珠を濁った水の中におけば、摩尼宝珠の力で水が清らかになるように、もし凡夫が長い間迷わなければならぬ罪を造ったとしても、阿弥陀仏の名号を聞いて、濁った心の中にいただけば、罪が滅せられて、清淨の徳を得て、往生が得られると説いている。謗法罪の者でも阿弥陀仏の名号を聞くことで罪が滅せられ往生を得ることができるといふことになる。この文にも八番問答の第一問答から第五問答との矛盾がみられる。そして、この後に、

又是摩尼珠^ヲ以^テ二玄黄幣^一裹^{ツツミテ}、投^{グレバ}之於^ニ水^一、水即玄黄^一如^ク二物色^一。彼清淨佛土有^ニ阿彌陀如來无上寶珠^一。以^テ二无量莊嚴功德成就帛^一裹^{ツツミテ}投^{グレバ}下^下之於^ニ所^ニ往生^一者心水上^ニ、豈不^レ能^ハ轉^{ジテ}二生見^一爲^ス中^中无生智^上乎。又如^シ二冰上燃^ニ火^一、火猛^{ケレバ}則^チ冰解^ク、冰解^{ケレバ}則^チ火滅^{スルガ}。彼下品人、雖^モ不^レ知^ラ二法性无生^一、但^テ下^下稱^{スル}二佛名^一力^上作^{シテ}二往生意^一願^{スルニ}生^{ゼムト}、彼土^一、彼土是无生界^一、見生之火、自然而滅^{スルナリ}。19

このように譬えられており、清淨な摩尼宝珠を黒や黄の絹に包んで水の中に入れると水が絹と同じ色になるように、

阿弥陀仏の浄土には、阿弥陀仏の無上功德の宝があり、それを色々な莊嚴功德という絹で包んで、往生した者の心の中に入れたら実消実滅の執着が消え、無生の智慧を得ることができる。そして、氷の上で火を燃やすと火が強ければいずれ氷が解け火も消えてしまうように、下下品の凡夫は無生の生を知らないが、阿弥陀仏の名号を称えて阿弥陀仏の浄土に生まれたいと願うなら、凡夫の煩惱の火は自然に消えると述べている。阿弥陀仏の名号を聞き、阿弥陀仏の浄土に生まれたいと願えば、煩惱が消え、阿弥陀仏の浄土に往生できると示しているが、先にも述べたように、八番問答の第三問答では、謗法罪の者は、仏法を謗っているので浄土に往生したいと願うはずがないと説いているため、謗法罪の者に願生心は無いが、もし、阿弥陀仏の名号を聞き信じ、願生するならば救われるのである。

坂井嘉城氏は、

自然のうちに名号を聞信して十念念仏するところに往生すると云うので一切の凡夫は即ちこれ謗法罪の持主であり、又はそれに近き極重罪たることを示すもので十念とは信の形態が相続する状態ではそれは信の一念によると思うのである。²⁰

と述べており、曇鸞の場合、往生の因は五念門の特に讚嘆門、つまり、十念念仏であり、坂井嘉城氏は、凡夫は謗法罪を犯している存在、または、それに近い存在であるとしている。曇鸞が一切の凡夫は皆謗法罪を犯していると考えていたとすると、『往生論註』の下巻で謗法罪の者の往生を説くのは当たり前のように考えられるが、先にも述べように、そのような記述がないためその点に関しては明らかではない。曇鸞は謗法罪を一切の凡夫が犯している罪であると思っていたのかどうか疑問の残るところである。また、この八番問答の矛盾に対して普賢保之氏は、

それはまず謗法罪の重いことを記して（抑止）仏法を信ぜしめん（誘引）とする思いに依るのである。しかし已に謗法罪を過去に造ったことがある者に対しても、五逆罪が救いにおいて問題とならないのと同様、過去の行為が問題なのではなく、今謗法の心を翻し回心さえすれば、救われる（撰取）という仏の大悲をしめさんとしたものとして受け取ることが出来るのではないだろうか。²¹

と述べている。このように理解すると矛盾が生じないように思われるが、第三問答で述べたように願生心の無い謗法罪の者が回心できるのかどうかといった問題が残るのである。

曇鸞は、謗法の罪の重さを示すために八番問答を説いたと考えると、謗法の罪の重さを示すことでそれ以上罪を重ねないように抑止するとともに、『往生論註』下巻の口業功德成就文で謗法罪の者の往生を説くことで、本来であれば往生できない謗法罪の者が阿弥陀仏の本願力により往生できることを示したということができるが、曇鸞自身の解釈については不明な点が多いことから真意は明らかではない。

八番問答と口業功德成就文では矛盾が生じているようにしか見えないため、曇鸞の真意については解釈が分かれると思われるが、先に述べたように、曇鸞は、八番問答を、これ以上罪を重ねないように、謗法罪の重さを示し、それを抑止するために説いて、『往生論註』下巻の口業功德成就文で謗法罪の往生を示すことで、阿弥陀仏の本願力によれば、本来救われるはずのない者でももらさず救うということを示したかっただけではないだろうか。そして、逆謗の者が救われるかどうかを決めるのは、阿弥陀仏の教えを信じ、願生しているかどうかということができないのではないだろうか。曇鸞は、八番問答では、謗法罪の者は救われな^いとしているが、最終的に、阿弥陀仏の本願力

によって救われることを示したのではないかと考える。

第二章 善導の逆謗攝取観について

第一節 『観経疏』について

善導は、第十八願の唯除の文について、五逆罪と謗法罪を犯さないため、つまり、抑止するために説かれたと解釈した。善導は「散善義」に、

問曰、如二四十八願中一、唯除二五逆誹謗正法一、不レ得二往生一。今此『観経』下品下生中、簡二謗法一攝二五逆一者、有レ何意一也。答曰、此義仰就二抑止門中一解。如二四十八願中一、除二謗法五逆一者、然此之二業其障極重。衆生若造直入二阿鼻一、歷劫周憶無レ由レ可レ出。但如來恐三其造二斯二過一、方便止言レ不レ得二往生一。亦不二是不レ攝也。 22

と説いており、第十八願の中に五逆罪と謗法罪の者を除くと示したのは、この二つの罪が極めて重く、衆生がこの罪を犯せば本来なら長い間無間地獄におちてしまうことを明らかにして、抑止するためであり、もしこの罪を犯したとしても阿弥陀仏によって攝取され、救われると善導は解釈した。

そして、『無量寿経』には謗法罪と五逆罪を除くと説かれているが、『観無量寿経』には、五逆罪の者の往生が説かれていることに対して、善導は、

嚴禁

又下品下生中、取^{リテ}五逆^ヲ除^ク謗法^一者、其五逆已作。不^レ可^カ捨^テ令^ム二流轉^セ。還發^{シテ}大悲^一攝取^{シテ}往生^{セシム}。然謗法之罪未^レ爲^ス。又止言^フ若起^シ謗法^一、即不^レ上^レ得^レ生^{スルコトヲ}。此就^ニ未造業^一而解也。若造還攝^{シテ}得^レ生^{スルコトヲ}。雖得^レ生^{スルコトヲ}彼^ニ、華合逕^{シテ}於多劫^一。此等罪人在^ニ華内^一時、有^リ二三種障^一。一者不^レ得^レ見^{ルコトヲ}二佛及諸聖衆^一。二者不^レ得^三聽^ニ聞^{スルコトヲ}。正法^一。三者不^レ得^二歷事供養^一。23

と、このように、五逆罪は已に造っているから救い、謗法罪はまだ造っていないから抑止して、もし造っても救われるが、長い間蓮華の中に入り、その間仏や、菩薩を見ることができず、仏法を聴聞できない。そして、他の浄土の仏、菩薩を供養することができないと述べている。これに関して、内藤知康氏は、

すなわち、『大経』本願文においては、未だ五逆罪・謗法罪を犯していないものに対して抑止して不生と示すであり、『観経』下品品の文においては、已に五逆罪を犯したものは摂取されるので得生と説くのである。謗法罪については、得生と説かれないので、やはり不生ということになるが、これは抑止であり、犯したならば、やはり摂取して得生するのであると説明される²⁴

このように解説しており、已に五逆罪を犯したものは摂取されるが、謗法罪を犯しても摂取して得生することができる。つまり、善導もこのように『無量寿経』と『観無量寿経』の違いを解釈していたと筆者は考える。つまり、謗法罪と五逆罪を除いたのは、その罪が極めて重いからであり、もし謗法罪を犯せば長い間蓮華の中から出ることができないが、阿弥陀仏は、その罪を造ることを恐れて止めるために方便として救わないと説き、『観無量寿経』で五逆を救うとしたのは、已に造っている罪であるため、救わずにはいられないからであり、謗法罪はまだ造ってい

ないため、抑止して、もし造ったとしても撰取すると説いたのである。梯實圓氏は、

『無量寿経』の本願は、未造業（まだ悪業を造っていない）のものに逆謗を造らせないようにするために抑止された経説であり、『観無量寿経』「下下品」は、已造業（すでに悪業を造ってしまった）のものは、速やかに回心させて撰取されることを表している経説で、それが二経の違いです。しかし、悪業を造らせないように配慮されることも、造ってしまったものは速やかに回心させて浄土に迎えとって、二度と悪業を造ることのないさとの身にしていかれることも、いずれも仏の大悲心のはたらきにほかならないといわれています。²⁵

と、言及している。つまり、五逆は已に犯してしまっている罪であり、そのうえその人を迷いの世界においてはおけないから救うといい、謗法罪は、まだ犯していないため、正法を誹謗すれば往生はできないと抑止して、もし罪を造っても速やかに回心させて救うと述べているのである。また梯實圓氏は、

已造業とは、たんに逆謗を造ったものというだけでなく、自ら作った罪を罪と気づいて慚愧し回心しているものというべきでしょう。したがって、未造業とは、たんに「まだ造っていない」というだけでなく、悪を造りながら、悪を悪と認めず、したがって回心をしていない未回心のものを指していたといわねばなりません。²⁶

と述べており、已造業の者とは五逆罪を犯したがその後慚愧して回心している者のことであると示し、未造業とは罪を造っていないというだけでなく、造っていても自覚しておらず、回心していない者であると述べている。筆者も同意見であり、未造業とは造っていない者だけでなく造っているが気づいていない者も含まれるのではないかと考える。つまり、已造業とは、罪の自覚があり回心している者、未造業とは罪を造っていない、又は造っていても

自覚しておらず回心していない者のことを指しているということができないのではないだろうか。

善導の「散善義」に、「從^{リハ}ニ「下品下生者」^一、正明^{シツク}辯^スニ定^{スルコトヲ}其位^一。即是具造^ニ五逆等^一重罪凡夫人也」²⁷とあり、下品下生というのは五逆罪等を造ってしまう凡夫のことであると述べており、凡夫は五逆罪等を造ってしまう存在であることを示している。廣瀬泉氏は、

「具さに造る」ということは「具足」ということすし、「具足」というのは具備満足ですから、「欠くるところなし」ということです。(中略)だから、造らない部分もあるというその部分を、どこかに保有しているというわけにはいかないのです。²⁸

このように述べており、凡夫は五逆罪等を造るということを具足していると述べている。つまり、凡夫は皆五逆罪等を造ってしまったっているということが考えられる。善導は、五逆罪等と述べていることから、凡夫は五逆罪などを含む様々な罪を造っていると思っていたと考える。善導はこのように考えていたため、唯除の文は抑止するために説いたと考えていたのではないだろうか。

そして善導は、『観無量寿経』下下品の機の臨終の様子を説いている箇所を解説して、「明^ス臨終^ニ遇^{フコトヲ}ニ善知識^一。」²⁹と述べ、臨終の時に善知識に遇うことができると説いており、そこで初めて謗法罪を犯していたことの自覚をすることができ、阿弥陀仏によって回心させられると考えたと考えられる。また、藤場俊基氏は、

謗法は、法に出遇わなければ、それが罪であることに気付くことができない。犯していたとしても、それが罪であるということさえわからない。だから謗法に気付くということは正法に出遇うことと同時に成り立つので

と述べており、このように、謗法罪は正法に遇うことでしか気付くことができないと示している。善導は、謗法罪を犯した者は罪の自覚がないため、臨終に善知識によって正法に遇うことでその罪に気づき、回心させられて、救われることができると考えていたのではないかと筆者は考える。

第二節 曇鸞との比較

曇鸞は第二問答で『無量寿経』には五逆罪と謗法罪の二つの罪を犯した者のこと、『観無量寿経』には五逆罪だけを犯した者のことを説いているとして五逆罪と謗法罪を分けて考えていたが、最終的に第五問答で五逆罪は謗法罪から生じるとしたことで二つの罪の関係性を示した。

しかし、先に述べたように、五逆罪の者が皆謗法罪を犯しているとは述べられてはいないため五逆罪と謗法罪は別々に考えるべきである。曇鸞が、『往生論註』下巻の口業功德成就文に、謗法罪の往生について説いていることから、第一問答から第五問答までを謗法罪の重さを示し、それを抑止するために説いたと考えるならば、曇鸞は謗法罪の者でも救われると考えていたということになり、抑止するためという点では善導の解釈と一致する。また、善導は『観無量寿経』に五逆罪の者の往生しか説かれていないのは已に犯しているからであり、謗法罪はまだ犯していないから『無量寿経』により抑止はされたが往生についてはいわれていないとしているが、もし罪を犯したとしても救われると解釈した。曇鸞も口業功德成就文に謗法罪の者の往生について説いていることから、曇鸞と善導は謗

法罪の者でも救われるという理解は同じであるということができる。藤場俊基氏は、

曇鸞は五逆と謗法の罪の質の違いを問題にしていますが、善導にはあまりそういうところがありません。(中略)

「阿弥陀如来は五逆も謗法も分け隔てなく救うのだ」と、こういう具合に言いたいのが善導ではないかと思えます。³¹

と述べており、曇鸞は罪の軽重を重要視していたように思われる。しかし、善導は已造業と未造業というように理解していたが、結局どちらも阿弥陀仏によって救われることを示し、二つの罪の重さの違いをそこまで意識していなかったという違いがあると考ええる。

そして、曇鸞は謗法罪を、仏法を謗ること、仏、菩薩が存在せず、仏法がないと考えている状態や、仏法を否定することとしたが、善導は、謗法罪はまだ犯されていない、犯していても気づいていないと見ていたと考えられることにより謗法罪は臨終の一念に明らかになると考えていたということが出来る。曇鸞は具体的に謗法罪の者を定義しており、善導は謗法罪が未造業であることについて言及している。善導は曇鸞の理解を受けて謗法罪は未造業であるという新しい解釈を示したと考えられる。

また、善導は『法事讚』に、

「由_ル下(中略)彌陀_ノ因地世饒王佛_ノ所捨_レ位出_レ家、即_チ起_ニ悲智之心廣弘_ノ四十八願_一、似_テ佛願力_一五逆之與_ニ二十惡_一罪滅得_レ生_{ズル}コトヲ、謗法闡提廻心皆往_上。」³²と述べており、親鸞も『教行信証』の「信文類」で引用している。こ

こでは、五逆罪、謗法罪の者でも回心すれば皆往生できると示しており、内藤知康氏も、「滅罪は願力により、願力

の領受は回心によるのであり、結局、難化の三機・難治の三病の回心（自力から他力への転換）による救済を示すのが、『法事讃』引文の結論とすることができる。」³³と述べており、難化の三機・難治の三病でも、回心することによって救済されることを示しているが、筆者も同意見であり、『法事讃』の文から五逆罪、謗法罪、一闍提の者でも回心すれば救われると考える。

曇鸞も『往生論註』下巻の口業功德成就文に謗法罪の往生を説いており、先にも示したが、「聞^{ケバ}阿彌陀如來^ノ至徳^ヲ名號説法^ノ音聲^ヲ」と述べていることから回心すれば救われると考えていたということができないのではないだろうか。このことから、曇鸞も善導も謗法罪を犯したとしても回心すれば救われると考えていたのではないかと考える。いつ回心するのかということであるが、曇鸞はこの迷いの世界での回心のこと示していると思われるが、善導は、『往生禮讃』に以下のように述べている。

下輩^ハ下行^ノ下根^{ナリ}人 十惡^ノ・五逆^ノ等貪瞋^ト

四重^ト偷僧^ト謗正^ト法 未^ダ三^テ會慚^{シテ}愧悔^ニ前^ノ

終時^ニ苦相^{クニ}如^{クニ}レ雲集^リ 地獄^ノ猛火^ノ罪人^{ニアリ}前^ノ

忽遇^ニ三^フ往生^ノ善知識^ノ 急勸^ニ專^ラ稱^{セシムルニ} 二^ノ彼佛^ノ名^ヲ

化佛[・]菩薩^ヲ尋^{ネテ}聲^ヲ 到^{リタマフ} 一念^{クレバ}傾^レ心^ヲ入^ルニ寶蓮^ニ

三華^障重^{クテ}開^クニ多劫^ニ 于^レ時^テ始^テ發^スニ菩提^ノ因^ヲ

つまり、謗法罪の者は、臨終の時に善知識に遇うと述べていることから、臨終の一念に回心させられると考えている

たという違いがある。曇鸞と善導では、謗法罪についての理解と回心させられる時期について違いが見られるが、どちらも、謗法罪の者の救いを説いていることには違いないのである。

第三章 親鸞の逆謗撰取観に対する考察

第一節 曇鸞・善導からの影響

『顕浄土真実教行証文類』（以下『教行信証』）の「信文類」に

夫佛説ニ難治機一『涅槃經』言「迦葉、世有二三一人、其病難治。一謗大乘、二五逆罪、三一闍提。如レ是三病、世中極重。悉非三聲聞・緣覺・菩薩之所能治」。35

と述べており、親鸞は謗法と五逆の罪は治しにくく、極重であると示しているが、その罪の軽重を問題にしておらず、両方とも仏の救いの対象であることを示している。親鸞は、善導が抑止と理解したことを踏まえて、曇鸞の解釈を抑止のための譬えであり、もし犯したとしても救われるというように見ており、最終的には、五逆罪の者も謗法罪の者も往生できると理解したのではないかと考える。これについて、梯實圓氏は、

『往生論註』下巻（『註釈版聖典』七祖篇一二八頁）の仏の口業功德を讃える釈のなかに、「慢心をおこして正法を誹謗し、賢聖を毀訾（謗る）した」ような謗法のものであっても、心を翻して「阿弥陀如来の至徳の名号、説法の音声を疑いなく聞くなれば」、そのような極重の罪業も名号のはたらきによって転換されて浄土へ生まれ

ることができると説かれています。すなわち謗法の過ちに気づいて慚愧し、本願を信じて念仏するようになれば、その罪業は転換されてかならず極楽に往生できるといわれているのです。これによって曇鸞大師は、五逆も謗法も、その罪に気づき、回心して念仏するならば、往生を得しめられるといわれていたことがわかります。

36

と述べており、梯實圓氏が曇鸞について理解したように、親鸞も曇鸞の真意は、口業功德成就文に示されているように、阿弥陀仏の名号を聞いて回心すれば、謗法罪の者でも救われるということであると理解したと考える。そして、曇鸞が、八番問答の第三問答に、謗法罪の者は浄土に生まれたいと願うはずがないと説いていることに対して、村上速水氏は

「願生の理なきが故に」除かれるとは、逆に願生すれば救われることを意味し、これは後引かれる『法事讃』の「謗法闡提、回心皆往（謗法・闡提、回心すればみな往く）」の文意と同じく、信ずるものはいかなる機類でも救われることをあらわすものである³⁷

と述べている。つまり、謗法罪を犯した者で浄土が清浄であることを聞いて往生したいと思っても、自分の欲望の為にそう願っているのなら往生できないということであるが、阿弥陀仏を信じ、願生する者は救われるということを示しているのである。親鸞は、善導の理解を元にして、曇鸞は抑止するために説いたと考えていたので謗法罪の者でも願生すれば救われると見ていたのではないだろうか。

また、親鸞は、『尊号真像銘文』に、

「唯除五逆誹謗正法」といふは、「唯除」といふはただのぞくといふことば也。五逆のつみびとをきらい誹謗のおもきとがをしらせむと也。このふたつのつみのおもきことをしめして、十方一切の衆生みなもれず往生すべしとしらせむとなり³⁸。

と述べている。親鸞は唯除の文について、『尊号真像銘文』で五逆罪と謗法罪の重さを知らせ、十方一切の衆生の往生を説いていることから、もし、五逆罪、謗法罪を犯しても救われると解釈したと考えられる。親鸞は、先に五逆罪、謗法罪を抑止して、後に、もし罪を犯しても救われることを示しているのである。このことから、親鸞は曇鸞の八番問答をこの二つの罪の重さを示すために引用したと考えられる。親鸞は八番問答に関して、抑止するために説いたと考えていたので、八番問答と口業功德成就文の矛盾を感じておらず、一見矛盾に見える問答について言及しなかったのではないかと考える。

善導は、五逆罪はすでに犯した罪であるから仏はそのままにはしておけないため救うと説き、謗法罪はまだ犯していない罪であるから抑止するために除くと説いたと解釈した。先に述べたように、「五逆のつみひとをきらひ誹謗のおもきとがをしらせむとなり」とあるように、親鸞は、法蔵菩薩は未造の衆生を抑止するために「唯除」と説いたと考えていたと考えられる。そして、その後には十方一切の衆生の往生について説いていることから、善導が『法事讃』、曇鸞が『往生論註』下巻の口業功德成就文で謗法罪の者の往生を示したように、親鸞も、謗法罪の者でも救われると考えていたのである。曇鸞は八番問答で謗法罪の者の往生を認めていないので真意は明らかではないが、少なくとも親鸞は、曇鸞と善導が謗法罪の者でも回心すれば往生できると示しているので、曇鸞と善導は謗法罪の

者でも救われると理解したと考えていたと考える。

第二節 親鸞の解釈

親鸞は『末燈鈔』に「師をそしり、善知識をかるしめ、同行をもあなづりなんどしあはせたまふよしき候こそ、あさましく候へ。すでに謗法のひとなり、五逆のひとなり。」³⁹と述べており、また、『親鸞聖人御消息』に、「ことに、破僧罪と申す罪は、五逆のその一つなり。親鸞にそらごとをもうしつけたるは、父を殺すなり。五逆のその一つなり。」と述べている。そして、同じく、『親鸞聖人御消息』に、「善知識をおろかにおもひ、師をそしるものをば、謗法ものとまふすなり。親をそしるものをば、五逆のものとまふすなり。」⁴⁰と述べており、師を謗れば謗法罪になり、親を謗れば五逆罪になるというのである。師を謗れば謗法罪、親を謗れば五逆罪というのは親鸞独自の解釈であるが、これを示すことによつて罪を造っている者に罪の自覚させようとしたのではないかと考える。梯實圓氏は、

「除く」といわれたのは、五逆と謗法は、仏が嫌い斥けられている極重罪であることを逆謗の機にはつきり知らしめるためであったというのです。そして逆謗の罪人に、自分の罪を罪と認知させ、慚愧を生ぜしめ、回心させるためだったのです。⁴¹

このように、唯除の文は五逆罪、謗法罪の者に罪の自覚をさせ、回心させるために説いたと述べている。筆者も唯除としたのは抑止だけでなく、罪を犯している者に罪を自覚させ、回心させるために説いたと考える。つまり、回

心すれば救われるということとは、往生に必要なのは信心であるということができる。内藤知康氏は、

難化の三機は、仏法に信がないので、そのままでは決して往生できないのであるが、願力によって疑蓋無雜の信樂一心を回施され、もはや五逆のもの、謗法のもの、一闍提ではない存在にならしめられて、往生を遂げるのである⁴²

つまり、五逆の者も謗法の者も一闍提の者も阿弥陀仏の本願力によって信樂一心を回施され往生できると述べており、難化の三機でも往生できることを示している。難化の三機は、阿弥陀仏に回心させられることによって阿弥陀仏の浄土に往生できると考える。

また、親鸞は、『教行信証』「行文類」に「凡聖・逆謗齊^{ヒトシク} 回入^{レバシ} 如^ニ 衆水入^レ 海^一 味^{ナルガ}」と説いており、五逆罪の者も謗法罪の者も阿弥陀仏の本願に帰入すれば救われることを示しているのである。また、『浄土文類聚鈔』にも、「惑^ワ 染^{ゼン}・逆惡^{ギヤクク} 齊^{ヒトシク} 皆生謗法^{ナレハウ}・闍提^{センダイ} 廻^{エスレバ} 皆往^{ミナユク}」⁴³と述べており、阿弥陀仏の本願を信じれば、五逆罪、謗法罪、一闍提の者でも皆回心すれば往生できることが示されている。先にも述べたが、親鸞は五逆罪と謗法罪について、その罪の軽重を問題にしておらず、どちらも阿弥陀仏によつて撰取されると考えていたのである。そして、親鸞は、『教行信証』の「信文類」に引用していた『涅槃經』の文の後に、

「難化^ニ 三機、難治^ニ 三病者^{ハタノミ} 憑^ニ 大悲弘誓^ニ 歸^{スレバ} 利他信海^ニ 矜^ニ 哀斯^ニ 治^ス、憐^{レン} 憫^{ビシクテ} 斯^ヲ 療^{シタマフ}。喻^{ヘバシ} 如^ニ 醍醐妙菓^ニ 療^{スルガ} 一切^ニ 病^ヲ」⁴⁴と述べており、父を殺した阿闍世、釈尊を殺そうとした提婆達多でも救われることを示しているのである。このように、第十八願に「唯除^ク 五逆^ト 誹謗^ト 正法^ト」と説いたのは罪を犯さないための抑止でもあるが、『尊号真

像銘文』で示しているように已に犯している罪を自覚して回心させるためでもあったと解釈したと考えられる。そして、『教行信証』で『法事讃』を引用しているように、五逆罪の者、謗法罪の者でも回心すれば阿弥陀仏の本願力によって往生できることを示したのである。

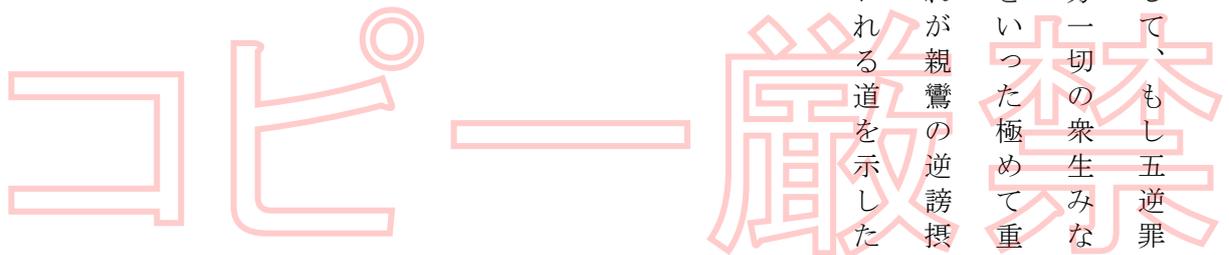
結論

八番問答を見る限り、第一問答から第四問答までと第五問答とでは矛盾はしているように見えるが、曇鸞は謗法罪の重さを示すために説いたと考えることができるのではないだろうか。しかし、曇鸞は、八番問答では五逆罪の者は往生できるが謗法罪の者は往生できないと述べ、口業功德成就文では謗法罪の者でも回心すれば救われると述べているため、真意は明らかではない。善導は、五逆罪を已造業、謗法罪を未造業と示し、五逆罪と謗法罪を除くと説いたのは罪を犯させないための抑止であるとして、もし、罪を犯してしまっても救われると理解した。そして、親鸞は曇鸞の理解を、善導が抑止と理解したことを踏まえて見ていたので、八番問答と口業功德成就文の違いについて述べておらず、曇鸞の真意もまた抑止であり、曇鸞も、罪を犯しても救われると考えていたと解釈したのではないだろうか。親鸞は、曇鸞も善導も回心すれば謗法罪の者でも救われることを示したと解釈したと考えられる。

親鸞は、第十八願の「唯除^クニ五逆^ト誹謗^ト正法^ト」の文を罪の抑止だけではなく、犯した罪の自覚と回心を促すため

禁 廠

であったと考えていたのではないだろうか。そして、もし五逆罪や謗法罪を犯してしまっただとしても救うと理解したのである。それ故に『尊号真像銘文』に「十方一切の衆生みなもれず往生すべしとせむとなり」と説いたと考えられる。つまり、親鸞は、五逆罪や謗法罪といった極めて重い罪を造ったとしても阿弥陀仏の本願力によって皆往生を得ることを明らかにしたのである。これが親鸞の逆謗攝取観であると考えられる。親鸞は、五逆罪と謗法罪の者が救われることによって、すべての衆生が救われる道を示したのである。



- 1 『浄土真宗聖典全書』一、二五頁
- 2 『浄土真宗聖典 注釈版』二九六頁・三〇三頁
- 3 『浄土真宗聖典全書』一、四八二頁
- 4 相馬一意『往生論註講読』一五七頁
- 5 『浄土真宗聖典全書』一、四八三頁
- 6 森村森鳳「八番問答の重層的な論理」五〇頁
- 7 『浄土真宗聖典全書』一、四八三頁
- 8 相馬一意『往生論註講読』一六一頁
- 9 『浄土真宗聖典全書』一、四八三頁
- 10 石田慶和『親鸞『教行信証』を読む』二七一頁
- 11 『浄土真宗聖典全書』一、四八四頁
- 12 人が常に行うべき五種の徳目のこと。仁を不殺生、義を偷盜、礼を不邪淫、智を不飲酒、信を不妄語にそれぞれ配当している。
- 13 桐溪順忍『教行信証に聞く』(中巻)二九三頁
- 14 森村森鳳「八番問答の重層的な論理」『同朋大学論叢』九七、五三頁
- 15 『浄土真宗聖典全書』一、五〇八頁
- 16 内藤知康『顕浄土真実信文類講読』三五二頁
- 17 浄土への往生は凡夫が認識するような実体的な生ではなく、生滅変化(迷い)を超えたものであることをいう。
- 18 『浄土真宗聖典全書』一、五〇六頁
- 19 『浄土真宗聖典全書』一、五〇六頁
- 20 坂井嘉城「論註「八番問答」における救済観」『印度學佛教學研究』一〇、一四一頁
- 21 論註研究会『曇鸞の世界』四七頁
- 22 『浄土真宗聖典全書』一、七八七、七八八頁
- 23 『浄土真宗聖典全書』一、七八八頁
- 24 内藤知康『顕浄土真実信文類講読』三四三頁
- 25 梯實圓『聖典セミナー 教行信証「信の巻」』四四八頁

禁 廠

- 2 6 梯實圓『聖典セミナー 教行信証「信の巻」』四四九頁
- 2 7 『浄土真宗聖典全書』一、七八七頁
- 2 8 『観経四帖疏講義 散善義』一三八五頁
- 2 9 『浄土真宗聖典全書』一、七八八頁
- 3 0 藤場俊基『親鸞の教行信証を読み解く』信巻』三〇〇頁
- 3 1 藤場俊基『親鸞の教行信証を読み解く』信巻』三一九頁
- 3 2 『浄土真宗聖典全書』一、八〇八頁
- 3 3 内藤知康『顕浄土真実信文類講読』三四五頁
- 3 4 『浄土真宗聖典全書』一、九五二、九五三頁
- 3 5 『浄土真宗聖典全書』一、一〇五頁
- 3 6 梯實圓『聖典セミナー 教行信証「信の巻」四四七頁
- 3 7 村上速水『教行信証を学ぶ』一七二、一七三頁
- 3 8 『浄土真宗聖典全書』一、六〇六頁
- 3 9 『浄土真宗聖典全書』一、八一三頁
- 4 0 『浄土真宗聖典全書』一、八二五頁
- 4 1 梯實圓『聖典セミナー 教行信証「信の巻」四五〇頁
- 4 2 内藤知康『顕浄土真実信文類講読』三五四頁
- 4 3 『浄土真宗聖典全書』一、二六八頁
- 4 4 『浄土真宗聖典全書』一、二四頁

参考文献

書籍

- 石田端麿『親鸞思想と七高僧』大蔵出版、一九七六年
- 石田慶和『親鸞』教行信証』を読む』筑摩書房、一九八五年
- 梯實圓『聖典セミナー 教行信証「信の巻」』本願寺出版社、二〇〇八年
- 賀茂仰順『顕浄土真実信文類講要』永田文昌堂、一九九〇年
- 神戸和麿『無量寿経優婆提舍願生偈註』読解』真宗大谷派宗務所出版部、二〇〇六年
- 桐溪順忍『教行信証に聞く』(中巻)教育新潮社、一九六七年
- 相馬一意『往生論註講読』百華苑、二〇〇〇年

禁

論文

- 内藤知康『顕浄土真実信文類講読』永田文昌堂、二〇一四年
内藤知康、他五名『浄土三部経と七祖の教え』本願寺出版社、二〇〇八年
中井玄道『教行信証』法蔵館、一九九五年
中山彰信『教行信証の研究』永田文昌堂、二〇一四年
林知康『顕浄土真実信文類講讀』本願寺出版社、二〇一四年
廣瀬杲『観経四帖疏講義』法蔵館、一九九五年
深川宣暢『無量寿経優婆提舍願生偈註』卷上』永田文昌堂、二〇〇八年
深川倫雄『観経疏散善義講讀』永田文昌堂、一九九四年
藤場俊基『親鸞の教行信証を読み解く』信卷』明石書店、一九九九年
星野元豊『講解 教行信証 信の巻』法蔵館、一九九四年
美濃部君一『浄土論註に聞く 第二卷』教育新潮社、一九八五年
村上速水『教行信証を学ぶ』永田文昌堂、一九九六年
村上速水『親鸞教義とその背景』永田文昌堂、一九八七年
論註研究会『曇鸞の世界』永田文昌堂、一九九六年
- 青木玲「本願の正機、「唯除」の文を通して」『親鸞教学』九五、二〇一〇年
大江智朗「本願における「唯除逆謗」について」『顕真学苑論集』四九、一九五八年
経隆優「唯除の問題」『親鸞教学』三一、一九七七年
小池秀章「本願の研究、唯除の文について」『印度學佛教學研究』四一、一九九三年
坂井嘉城「論註「八番問答」における救済観」『印度學佛教學研究』一〇、一九六二年
相馬一意「論註」八番問答の問題点」『佛教學研究』七二、二〇一五年
内藤知康「信文類」逆謗撰取釈についての「考察」『真宗学』一〇五・一〇六、二〇〇二年
内藤知康「真宗教学における五逆・謗法・一闡提の位置づけ」『真宗学』一〇八、二〇〇三年
難波教行「『往生拾因』に記される五逆についての一考察」『大谷学報』九四、二〇一五年
弘中満雄「無量寿経」における唯除の語義について」『竜谷教学』四六、二〇一一年
普賢保之「親鸞における八番問答の受容」『印度學佛教學研究』四一、一九九二年
普賢保之「法然における謗法理解」『龍谷大學論集』四六九、二〇〇七年
松井憲一「本願における唯除の意味」『真宗研究』一三、一九六八年

宮島磨 「『観経疏』(「散善義」)における「抑止門」をめぐって、善導から親鸞へ」 『哲学論文集』三九、二〇〇三年

森村森鳳 「八番問答の重層的な論理」 『同朋大学論叢』九七、二〇一三年

山本充朗 「第十八願における唯除の意味、親鸞における人間の研究」 『真宗研究』一九、一九七四年

宗義一ピコ